

(H1-1) 土木図書館利用規則

昭和38年10月14日	制 定
昭和48年 7月27日	一部改正
昭和50年 3月28日	〃
昭和53年 5月12日	〃
昭和63年 4月22日	〃
平成 4年 5月 8日	〃
平成14年 4月26日	〃
平成23年11月18日	〃

(総則)

第 1 条 この規則は、土木図書館規程（以下「規程」という。）第 9 条に基づき、図書館利用についての細目を定めるものである。

(利用のための手続き)

第 2 条 図書館利用の手続きはつぎのとおりとする。

- (1) 本会会員は会員証を提示した上で利用する
- (2) 法人会員は、社員証等その法人の所属を証明するものを提示し、本会会員であることの確認を受けた上で利用する。
- (3) 特に館長の許可を得た者はその旨を提示し、確認を受けた上で利用できる。
- (4) 本会会員以外の者が利用する場合は、利用申請書に記入し、利用料を納付した上で利用できる。

(利用料)

第 3 条 前条の(4)に定める利用料は、つぎのとおりとする。

400円（1人、当日のみ有効）

(図書館資料の館外貸出し)

第 4 条 図書館資料の館外貸出しは行わない。ただし、映像資料については別に定める映像資料貸出規則によるものとする。

(損害の弁償)

第 5 条 図書館資料、設備、備品等を汚損、毀損または紛失して図書館に損害を与えたときは、弁償しなくてはならない。

(利用時間)

第 6 条 図書館の利用は、つぎの時間とする。ただし、やむを得ない場合は臨時に変更することがある。

午前 9 時30分から午後 5 時まで

(複写)

第 7 条 図書の複写は、すべて実費を添えて所定の申込書によって申し込むものとする。

(利用の停止)

第 8 条 規程・利用規則および利用ガイドに従わない者に対しては、退館を求めることができる。

(規則の変更)

第 9 条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この規程は、昭和38年10月14日から施行する。

附則 (昭和48年 7月27日 理事会議決) この変更規程は、昭和48年 8月 1日から施行する。

- 附則（昭和50年3月28日 理事会議決） この変更規程は、昭和50年3月28日から施行する。
- 附則（昭和53年5月12日 理事会議決） この変更規程は、昭和53年5月12日から施行する。
- 附則（昭和63年4月22日 理事会議決） この変更規程は、昭和63年6月1日から施行する。
- 附則（平成4年5月8日 理事会議決） この変更規程は、平成4年6月1日から施行する。
- 附則（平成14年4月26日 理事会議決） この変更規程は、平成14年5月14日から施行する。
- 附則（平成23年11月18日 理事会議決） 規程から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。